

措置権をもたない自治体における児童養護施設等退所者の自立支援

—基礎自治体における退所者支援事業の利用者に焦点をあてて—

○ 東洋大学 岡本 周佳 (009283)

山本 雅章 (調布市社会福祉事業団・006588)

退所者支援、社会的養護、生活支援

1. 研究目的

児童養護施設等退所者は、退所後さまざまな困難に直面する。それは、経済的困難のほかに、新生活に伴う孤独感や支援が切れることに伴う困難など、多岐にわたる。

こうした問題への対応として、厚生労働省は、2017年に社会的養護自立支援事業を創設した。これは、金銭的支援に加え、生活相談を必須事業として位置づけるものである。実施主体は、児童相談所の措置権限を有する自治体となっており、これらが自立支援について重要な役割を果たすことが期待されている。しかし、これらの自治体は広域的な役割を担うものであり、地域に密着した身近な相談に応じることは困難である。関連して片山(2018)は、「当事者が求めるアフターケア」として、「相談のしづらさの解決」、「当事者が住んでいる地域に相談できる」ことなどを挙げている。その点からも、児童養護施設等退所者が実際に生活をする身近な地域で生活相談ができる体制づくりが必要といえる。

これらをふまえると、東京都のA市による独自の退所者支援事業は注目に値する。A市は、児童相談所の設置はなく、児童養護施設等への措置権を有さない基礎自治体だが、A市に所在する2施設の退所者を対象として2017年度から退所者支援事業を実施している。この事業は、A市に所在する児童養護施設の運営法人が市内のアパートの一室を借り上げることで施設退所者等に格安で提供し、あわせて世話人を配置して生活支援を行うものである。世話人は、必要に応じて訪問などを行い、個別の生活相談に応じる。経済支援と個別の生活相談の両輪で実施している点に他の事業にはない特色がある。

では、これらの事業(以下、「本事業」という)を利用している退所者にとっては、どのような意味があるのだろうか。本研究では、A市による退所者支援事業を利用している2つの児童養護施設の退所者等への聞き取りを通して、本事業における自立支援、とくに生活支援や生活相談が果たしている役割と課題を明らかにすることを目的とする。それにより、地域における児童養護施設等退所者の自立支援のあり方を検討する一助としたい。

2. 研究の視点および方法

本研究では、事業を利用中および満了した11名を対象として半構造化面接の手法によるインタビュー調査を実施した。分析にあたっては、逐語録を作成し、谷津(2015)の質的研究法に基づき分析を行った。具体的には、①第1段階(洗い出し段階のコード)と②第2段階(まとめ上げ段階のコード、<>で表記)にコード化した。さらに各コードの共

通性を検討し、意味内容の類似性に基づき③カテゴリー化（【 】で表記）を行った。

3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定」(2018年5月施行)を遵守した。また、調査にあたっては、調査依頼文書を作成し、調査に応じるか否かは個人の判断であり応じない場合の不利益はないこと、調査で得られた情報等について個人が特定できないよう配慮することを明記して説明した上で、書面で同意を得た。

4. 研究結果

分析の結果、事業利用者は、＜経済的安定が精神的余裕につながる＞など、【経済的・精神的に安定した生活の成立】が可能となり、【希望の進路や生き方を選択できた】と感じていた。また、事業があることで＜住み慣れた地域で暮らし続ける安心感＞があり、＜学園とつながり続けることができた＞、＜つながりがあることで孤独にならなかった＞といった【地域の中でつながりがあることで、孤独にならなかった】といった効果も抽出された。

生活支援にあたる世話人については、【世話人がつくことに対する安心感と不安感】の両面を持ちつつも、【世話人との多様なかかわり】を通して、＜つながりがあることで孤独感が和らいだ＞などの【世話人の果たす役割や効果の実感】があった。また、そうしたかかわりや実感を通して、＜自分のために動いてくれる大人の存在＞など、【適度な関係としての存在】として認識されていた。他方で、事業の課題として、＜ほかの施設の子も使えるようになってほしい＞など、【夢をあきらめないための制度の拡大】のほか、＜住居の確保＞、＜段階的な運用への希望＞といった【制度上の課題】が抽出された。また、世話人についても＜どう関わってよいかという戸惑い＞を抱く場合もあり、【世話人の課題と限界】がある。本事業は年限があることから、＜事業終了に伴う不安や困りごと＞もあり、事業利用中に【本人の不安解消と意識づけが必要】な点も課題である。

5. 考察

A市による事業利用者は、【地域の中でつながりがあることで、孤独にならなかった】などと感じていたほか、【世話人の果たす役割や効果の実感】もあり、退所者の孤独感の解消に寄与していることも見出された。伊部(2018)は、社会的養護経験者が「力をもらった」り「支えとなっている」経験には、かけがえのない“個人”、“人(ひと)”の存在が重要だと指摘している。ここに、本事業の意義があるといえる。また、経済的支援事業はあるものの、住民による相談支援を整えた事例はこれまでにない。こうした取り組みを1自治体にとどめることなく、【夢をあきらめないための制度の拡大】を行うことが必要といえる。

【文献】谷津裕子(2015)『Start Up 質的看護研究 第2版』学研。/片山 寛信(2018)「児童養護施設のアフターケアのあり方:当事者の語りからの一考察」札幌大学女子短期大学部紀要,66,7-30./伊部恭子(2018)「社会的養護経験者が語る「支えられた経験」とその意味」『福祉教育開発センター紀要』佛教大学,15,35-56.